

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (財政課取扱い) 1
- 鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (環境保全課取扱い) 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則 (※) (道路維持課取扱い) 4

告 示

- 県税の収納事務の委託 (税務課取扱い) 5
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定の取消し (※) (自然保護課取扱い) 6
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定 (※) (自然保護課取扱い) 6
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課取扱い) 7
- 鹿児島県保健医療計画の変更 (保健医療福祉課取扱い) 7
- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱及び鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱 (※) (会計課取扱い) 7
- 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正 (※) (会計課取扱い) 8

規 則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第10号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則 (平成12年鹿児島県規則第89号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表 3 の項及び 4 の項中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、同表 6 の項を次のように改める。

6 条例別表第 1 商工労働水産部の表 7 の項の(4)の アに掲げる手数料	3 級の実技試験を受験する者であって、当該実技試験の実施期日の属する年度の 4 月 1 日現在において 23 歳未満の者 (出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)の申請の場合	9,000 円の減額 (条例別表第 1 商工労働水産部の表備考 1 各号に掲げるものの申請の場合は、同表備考 1 に規定する方法で算出した手数料の金額から 9,000 円を減額)
--	--	---

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第11号

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県公害防止条例施行規則（昭和47年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第11号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第7の2の項付表第1の六価クロム化合物の項中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改める。

別表第7の2の項付表第2中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「3,000」を「800」に改める。

別記第2号様式別紙4を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 11 号の改正規定、別表第 7 の 2 の項付表第 2 の改正規定及び別記第 2 号様式別紙 4 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置されている鹿児島県公害防止条例（昭和 46 年鹿児島県条例第 41 号）第 2 条第 3 項第 4 号の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場等の排出水の六価クロム化合物についての規制基準は、この規則の施行の日から 6 月間は、改正後の鹿児島県公害防止条例施行規則第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 12 号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成 21 年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表鹿屋市の項の次に次のように加える。

阿久根市	389 号（阿久根市脇本字梶石 10802 番 1 地先から国道 3 号との交点までの区間に限る。）	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
------	--	-------------------------

第 1 条の表南九州市の項を次のように改める。

南九州市	226 号（平成 19 年 11 月 30 日現在における知覧町の区域内に存する区間に限る。）	維持及び修繕のうち 除草、交通安全施設の 修繕及び植栽物の 管理
	226 号（市道麓春向線との交点（南九州市颯娃町牧之内字坂上 2167 番 1 地先）から南九州市颯娃町郡字田添 10626 番 3 地先までの区間に限る。）	維持及び修繕のうち 植栽物の管理

第 2 条の表南九州市の項中

「

霜出川辺線（平成 19 年 11 月 30 日現在における知覧町の区域内に存する区間に限る。）

」

を

「

霜出川辺線（平成 19 年 11 月 30 日現在における知覧町の区域内に存する区間に限る。）	維持及び修繕のうち 植栽物の管理
鹿児島川辺線（国道 225 号との交点（南九州市川辺町平山字横手町 6612 番 1 地先）から国道 225 号との交点（南九州市川辺町平山字堂免 3325 番 1 地先）までの区間に限る。）	
霜出川辺線（市道平山宮線との交点（南九州市川辺町田部田字中牟田 4862 番 6 地先）から国道 225 号との交点までの区間に限る。）	
阿多川辺線（市道中通新町線との交点（南九州市川辺町田部田字宇都之尻 3716 番 1 地先）から鹿児島川辺線との交点までの区間に限る。）	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第253号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

委 託 の 相 手 方	委 託 内 容	委 託 期 間
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務の取りまとめ	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	加盟店における個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 ビリングシステム株式会社	スマートフォン等の電子機器による決済サービスを利用した個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y P a y 株式会社	スマートフォン等の電子機器による決済サービスを利用した個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都品川区西品川一丁目1番1号 L I N E P a y 株式会社	スマートフォン等の電子機器による決済サービスを利用した個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における個人事業税，不動産取得税及び自動車税種別割の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

鹿児島県告示第254号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定した次の鳥獣保護区特別保護地区の指定を取り消し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域
佐多岬鳥獣保護区特別保護地区（令和4年10月28日鹿児島県告示第770号をもって設定）	肝属郡南大隅町佐多馬籠地内における大隅森林管理署国有林3132林班と南大隅町（旧佐多町）民有林50林班との境界線と佐多岬ロードパークとの北側の交点を起点とし、同点から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と同国有林3132林班か小班，同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同林班わ小班及びる小班との境界線を同国有林3132林班か小班，同林班る小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と批榔島の小平瀬東端，ツブキ東端及び女瀬南端，大輪島の黒瀬東端及びセジリ南端，タツキリ西端，めがね横瀬西端並びに角崎西端とを順次に直線で結んだ線を角崎西端方向へ進み同西端に至り，同西端から海岸線を海岸線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同設置点と同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

鹿児島県告示第255号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、佐多岬鳥獣保護区（昭和57年9月1日鹿児島県告示第1383号をもって設定）の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

なお、特別保護地区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
佐多岬鳥獣保護区特別保護地区	肝属郡南大隅町佐多馬籠地内における大隅森林管理署国有林3132林班と南大隅町（旧佐多町）民有林50林班との境界線と佐多岬ロードパークとの北側の交点を起点とし、同点から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と同国有林3132林班か小班，同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同林班わ小班及びる小班との境界線を同国有林3132林班か小班，同林班る小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と批榔島の小平瀬東端，ツブキ東端及び女瀬南端，大輪島の黒瀬東端及びセジリ南端，タツキリ西端，めがね横瀬西端並びに角崎西端とを順次に直線で結んだ線を角崎西端方向へ進み同西端に至り，同西端から海岸線を海岸線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区1号境界柱設置点方向へ進み同設	令和6年4月1日から令和14年10月31日まで

置点に至り、同設置点から同設置点と同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区 2 号境界柱設置点とを結ぶ直線と同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第256号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域として指定する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 形質変更時要届出区域
薩摩川内市港町字唐山6110番1の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

鹿児島県告示第257号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6第2項の規定により、鹿児島県保健医療計画(平成30年3月30日鹿児島県告示第434号をもって公示)の全部を別冊のとおり変更し、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

(「別冊」は、省略し、鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課、各地域振興局保健福祉環境部健康企画課、地域振興局保健福祉環境部の各支所、各支庁保健福祉環境部健康企画課及び支庁の各事務所並びに鹿児島市保健所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第258号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱及び鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱及び鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

(鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正)

第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱(昭和62年鹿児島県告示第584号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第16条第1項第3号中「郵便貯金銀行等」を「郵便貯金銀行の営業所及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)を営む郵便局(日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局をいう。)」に改める。

第17条第1項中「前条第1項各号」を「前条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号」に改め、同項後段中「前条第1項第1号、第2号」を「同項第1号」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式 削除

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第11号第1項第3号中「郵便貯金銀行等」を「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局をいう。）」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

鹿児島県告示第259号

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正し、令和6年3月29日から施行する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「印」を削る。